

- 5 農林水産商工部

| 事業名<br>(必要に応じ 検討対象となっている内容を( )書きで記入しています) | 事業内容  | 補助金の区分 |       |                       | 廃止等区分<br>「廃止」「見直し」の別 | 廃止・見直し年度 |        |        |        | 当初予算事業費<br>(見直し対象項目) |         |
|---|---|--------|-------|-----------------------|----------------------|----------|--------|--------|--------|----------------------|---------|
|   |   | 高率補助金  | 零細補助金 | 上乗せ補助金<br>交付税措置と重複補助金 |                      | 平成16年度   | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成15年度               | 平成16年度  |
| 農用地利用集積特別対策事業費                            | 農用地の効率的利用に資する利用調整活動を行う集積実施団体に対して、農地利用集積促進費を交付することにより、担い手への農用地の利用集積を促進する<br><br>補助率 国50 県25 市町村25  |        |       |                       | 廃止                   |          |        |        |        | 400                  | 0       |
| 基盤整備促進事業費補助金                              | 地域の特性に応じて、農地の汎用化等の高度利用を行うためのきめの細かい整備を機動的に推進するとともに、農用地の利用集積の加速的な推進を図る。<br>(県単上乗せ分)<br><br>補助率 国50% 県10% その他40%<br><br>・土地改良法に県の関与が明記されている。ただし、要綱上の県負担率は任意。 |        |       |                       | 見直し                  |          |        |        |        | 24,062               | 6,714   |
| 農地等高度利用促進事業費補助金                           | 地域の特性に応じて、農地の汎用化等の高度利用を行うためのきめの細かい整備を機動的に推進するとともに、農用地の利用集積の加速的な推進を図る。<br>(県単上乗せ分)<br><br>補助率 国50% 県10% その他40%<br><br>・土地改良法に県の関与が明記されている。ただし、要綱上の県負担率は任意。 |        |       |                       | 見直し                  |          |        |        |        | 29,263               | 39,598  |
| 県単土地基盤整備事業費                               | 国庫補助事業に該当しない小規模な土地改良事業と施設の維持管理を目的とした土地改良施設整備補修事業に対する助成を行う<br><br>補助率 県35～50% その他50～65%<br><br>・土地改良施設整備補修事業については、国要綱に県の関与・負担率が明記されている。その他事業については負担率任意。    |        |       |                       | 見直し                  |          |        |        |        | 176,337              | 174,706 |
| 農林産物獣害対策事業                                | 有害野生動物のうち特に被害の大きい猿・猪による農林産物の被害を防止するため設置する防護柵等の材料費に対し助成を行う<br><br>補助率 県1/2 その他1/2  |        |       |                       | 見直し                  |          |        |        |        | 4,220                | 5,020   |

| 事業名<br>(必要に応じ、検討対象となっている内容を( )書きで記入しています) | 事業内容   | 補助金の区分 |       |                       | 廃止等区分<br>「廃止」「見直し」の別 | 廃止・見直し年度 |        |        |        | 当初予算事業費<br>(見直し対象項目)        |         |         |
|---|--|--------|-------|-----------------------|----------------------|----------|--------|--------|--------|-----------------------------|---------|---------|
|   |  | 高率補助金  | 零細補助金 | 上乗せ補助金<br>交付税措置と重複補助金 |                      | 平成16年度   | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成15年度                      | 平成16年度  |         |
| 麦・大豆づくりスケールアップ事業費                         | 排水対策を実施することにより麦・大豆作の集団化と担い手への利用集積を誘導する。<br>補助率 県70% 市町村30%   |        |       |                       | 見直し                  |          |        |        |        | 平成17年度から、補助率を70%から50%に逡減する。 | 39,363  | 29,000  |
| 市町村営広域漁港整備事業費                             | 一部第2種漁港、第3種漁港又は第4種漁港等の計画的な整備による、水産物の生産・流通の拠点づくりを推進し、県民のニーズに的確に対応した水産物の安定供給に資する。(県単上乗せ分)<br>補助率 国50～60 県35～40 市町村15～0<br>要綱上県の負担率は任意  |        |       |                       | 見直し                  |          |        |        |        | 18年度に県費上乗せの補助率を見直す。         | 82,740  | 84,750  |
| 市町村営地域水産物供給基盤整備事業                         | 共同漁業権の区域内等地先の漁場と密接に関連する第1種漁港及び一部第2種漁港等を計画的且つ一体的に整備し地域における水産資源の維持増大と水産物の生産機能の増大を図り県民のニーズに的確に対応した水産物の安定供給と漁業地域の活性化に資する。(県単上乗せ分)<br>補助率 国50 55 県25～35 市町村15 25<br>要綱上県の負担率は任意 |        |       |                       | 見直し                  |          |        |        |        | 18年度に県費上乗せの補助率を見直す。         | 147,750 | 165,525 |
| 市町村営漁港漁場機能高度化事業                           | 漁港漁場施設を総合的に維持、補強もしくは改良することにより漁港漁場施設の利用を増進させるとともに、水産資源の生息環境の保全等、既存漁港漁場施設の機能の高度化、多機能利用の増大を図る。(県単上乗せ分)<br>補助率 国50 県25 市町村25<br>要綱上県の負担率は任意                                    |        |       |                       | 見直し                  |          |        |        |        | 18年度に県費上乗せの補助率を見直す。         | 12,500  | 17,500  |
| 市町村営漁場環境保全創造事業                            | 効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息環境の環境改善及び一定期間の採捕の制限等による資源保護のための施設の整備により水産資源の生息環境の保全・創造に資することを目的とする。(県単上乗せ分)<br>補助率 国50 県25 市町村25<br>要綱上、県補助が必要であるが、負担率については任意。                   |        |       |                       | 見直し                  |          |        |        |        | 18年度に県費上乗せの補助率を見直す。         | 7,500   | 10,000  |

| 事業名<br>必要に応じ、検討対象となっている内容を( )書きで記入しています) | 事業内容  | 補助金の区分 |       |                       | 廃止等区分<br>「廃止」「見直し」の別 | 廃止・見直し年度 |        |        |        | 当初予算事業費<br>(見直し対象項目)               |         |         |
|--|---|--------|-------|-----------------------|----------------------|----------|--------|--------|--------|------------------------------------|---------|---------|
|  |   | 高率補助金  | 零細補助金 | 上乗せ補助金<br>交付税措置と重複補助金 |                      | 平成16年度   | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成15年度                             | 平成16年度  |         |
| 市町村営漁港海岸保全事業                             | 津波・高潮・波浪等による被害から海岸を防護し国土の保全に資するとともに、魅力ある海岸環境の保全と創出を図るため海岸保全基本計画に基づき施設整備を行う<br>補助率 国1/3～2/3 県17/60～17/30 市町村3/60・1/10<br>要綱上県の負担率は任意 |        |       |                       | 見直し                  |          |        |        |        | 18年度に県費上乗せの補助率を見直す。                | 179,980 | 179,400 |
| 漁業集落環境整備事業                               | 漁業の振興を図るためその基盤である漁港の機能の増進とその背後の漁業集落における生活環境の改善を総合的に整備する。(県単上乗せ分)<br>補助率 国50 県15 市町村35<br>要綱上県の負担率は任意                                |        |       |                       | 見直し                  |          |        |        |        | 18年度に県費上乗せの補助率を見直す。                | 84,750  | 5,550   |
| 漁村総合整備事業                                 | 水産業の基盤となる漁港漁場の整備と生活環境の改善、都市との交流促進、高齢者等福祉に資する施設の整備を地域特性に応じて組み合わせて実施する。<br>(県単上乗せ分)<br>補助率 国1/2 県1/4 市町村1/4<br>要綱上県の負担率は任意            |        |       |                       | 見直し                  |          |        |        |        | 18年度に県費上乗せの補助率を見直す。                | 5,750   | 36,250  |
| 県単漁港改良事業                                 | 国補対象の漁港事業の効果を一層発揮するために整備の必要な施設、他に水産施設と有機的連携をもたらすのに必要な施設等について整備する<br>補助率 県40 市町村60   |        |       |                       | 見直し                  |          |        |        |        | 零細補助金となる場合は、削減する<br>(事業採択要件の検討を行う) | 31,080  | 30,450  |
| 県単沿岸漁場整備事業                               | 受益者規模等が国の採択基準に満たないため、国の補助対象とならない小規模な事業で市町村及び漁協等が実施する事業に対して補助する。(市町村分)<br>補助率 県40 市町村60  |        |       |                       | 見直し                  |          |        |        |        | 零細補助金となる場合は、削減する<br>(事業採択要件の検討を行う) | 12,320  | 14,640  |
| 地産地消市町村推進事業補助金                           | 地産地消運動に賛同し、消費者生産者等による協議会の設置経費などに対する支援<br>補助率 県1/2、市町村1/2<br>限度額：280   |        |       |                       | 廃止                   |          |        |        |        |                                    | 3,360   | 4,800   |
| 市場機能強化対策事業費補助金                           | 食肉卸売市場の機能強化を図るため、集荷対策に対し補助する<br>補助率 県1/2、県2/3   |        |       |                       | 見直し                  |          |        |        |        | 17年度から補助率を1/2以下に見直す。               | 5,600   | 5,600   |

| 事業名<br>必要に応じ、検討対象となっている内容を( )書きで記入しています)                       | 事業内容   | 補助金の区分 |       |                       | 廃止等区分<br>「廃止」「見直し」の別 | 廃止・見直し年度 |        |        |        | 当初予算事業費<br>(見直し対象項目)                    |        |        |
|--|--|--------|-------|-----------------------|----------------------|----------|--------|--------|--------|---|--------|--------|
|  |  | 高率補助金  | 零細補助金 | 上乗せ補助金<br>交付税措置と重複補助金 |                      | 平成16年度   | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成15年度                                  | 平成16年度 |        |
| 生産調整推進対策推進費  | 地域の実情に応じた米生産への取り組み計画を作成するため、市町村へ推進事務費を交付する。(県単分)<br>補助率 県10/10<br>補助限度額 :150   |        |       |                       | 廃止                   |          |        |        |        |   | 3,450  | 0      |
| 資源循環型畜産確立対策推進事業費<br>(うち家畜ふん尿活用推進事業)<br>[旧環境にやさしい持続的な農畜産業推進事業費] | 家畜排せつ物の利活用に必要な堆肥化施設や堆肥散布機械等の整備や、稲わら収集のための機械整備について支援する。<br>補助率 県3/10  |        |       |                       | 廃止                   |          |        |        |        | 17年度に補助率を見直す(3/10 1/5)とともに、18年度限りで廃止する。 | 3,988  | 9,139  |
| 特定農山村総合支援事業費補助金  | 地域活性化推進のための基金造成(県単上乗せ分)<br>補助率 国1/3、県1/6、市町村1/2  |        |       |                       | 廃止                   |          |        |        |        |   | 3,250  | 0      |
| 団体営農村振興総合整備事業費   | 地域の多様なニーズに応じた農業基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する。(県単上乗せ分)<br>補助率 国50%、県15%、その他35%<br>・土地改良法関係については、法により県の関与が明記されている。<br>ただし、要綱上の県補助率は任意。                                  |        |       |                       | 見直し                  |          |        |        |        | 18年度に県費上乗せの補助率を見直す。(新規地区)               | 18,000 | 56,730 |
| 団体営農村総合整備事業費   | 農業生産基盤の整備及び農村生活環境の整備を総合的に実施するとともに、併せて都市と農村の交流促進のための条件整備等を図る事業を実施する。(県単上乗せ分)<br>補助率 国50%、県20～15%、その他30～35%<br>・土地改良法関係については、法により県の関与が明記されている。<br>ただし、要綱上の県補助率は任意。 |        |       |                       | 見直し                  |          |        |        |        | 18年度に県費上乗せの補助率を見直す。(新規地区)               | 29,000 | 71,000 |
| 団体営中山間地域総合整備事業費  | 農村活性化総合整備計画に基づき、弾力的、総合的な農業生活基盤、生活環境基盤の整備を実施する。(県単上乗せ分)<br>補助率 国55%、県20%、その他25%<br>・土地改良法関係については、法により県の関与が明記されている。<br>ただし、要綱上の県補助率は任意。                            |        |       |                       | 見直し                  |          |        |        |        | 18年度に県費上乗せの補助率を見直す。(新規地区)               | 24,000 | 64,000 |

| 事業名<br>(必要に応じ、検討対象となっている内容を( )書きで記入しています) | 事業内容  | 補助金の区分 |       |             | 廃止等区分<br>「廃止」「見直し」の別 | 廃止・見直し年度 |        |        |        | 見直し内容                                | 当初予算事業費<br>(見直し対象項目) |           |
|---|---|--------|-------|-------------|----------------------|----------|--------|--------|--------|--------------------------------------|----------------------|-----------|
|   |   | 高率補助金  | 零細補助金 | 交付税措置と重複補助金 |                      | 上乗せ補助金   | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |                                      | 平成19年度               | 平成15年度    |
| 団体営農業集落排水事業費(団体営農業集落排水整備支援事業費)            | 農業集落におけるし尿、生活雑排水又は雨水を処理する施設の整備を行う。(県単上乗せ分)<br>補助率: 国50%, 県8.25 ~ 5.625%, その他44.375 ~ 41.75%           |        |       |             | 見直し                  |          |        |        |        | 18年度(重点プログラム事業は19年度)に、県費上乗せの補助率を見直す。 | 406,230              | 304,008   |
| 県単農業集落排水緊急整備事業費                           | 農業集落排水施設を緊急に整備することが必要な農業集落について、国庫補助事業と地方単独事業を組み合わせた事業を実施することにより農業集落排水施設の整備促進を図る。<br>補助率: 県15%, その他85% |        |       |             | 廃止                   |          |        |        |        |                                      | 30,300               | 0         |
| 農林水産商工部計                                  |   | 3      | 5     | 0           | 18                   | 7        | 2      | 14     | 2      |                                      | 1,365,193            | 1,314,380 |